

豊橋市農業委員会農地法第4条及び第5条に係る進達基準

(目的)

第1条 この進達基準は、農地法(昭和27年7月15日法律第229号、以下「法」という。)第4条及び第5条の規定に基づき、豊橋市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が、農地の転用に係る許可申請(転用対象地が市街化調整区域内の場合。以下「許可申請」という。)について、許可権者である愛知県知事(以下「知事」という。)への進達基準を定めることを目的とする。

(転用許可の審査基準)

第2条 法第4条第2項及び第5条第3項の規定により農業委員会に提出された許可申請書を国の法令及び通知並びに愛知県の「農地法転用許可事務処理の手引き(第3版)」(平成28年4月作愛知県農林水産部農業振興課)に定める転用許可基準をもとに農業委員会は、許可申請に対する意見を付すための審査を行う。

2 前項の審査手続きについては、本市の「農地法関係許可申請等の事務取扱基準(平成8年7月26日制定)」による。

(権利取得した農地の転用制限)

第3条 農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)に基づいて所有権を取得した農地については、原則として3年間は転用を認めないものとする。

(許可申請の進達)

第4条 農業委員会の委員の会議での進達議決後、意見書を付して知事に速やかに進達を行う。

また議決に応じて、意見書の外に審議過程を記した議事録の写しを添付して進達することができる。

- 2 前項にかかわらず法第4条第4項、第5項及び第5条第3項に該当する許可申請については、愛知県農業委員会ネットワーク機構の意見も添えて、知事に対して進達を行う。

(その他)

第5条 この進達基準に規定されない事項については、法や許可基準等の定めるところによる。

- 2 法や許可基準等が改正された場合は、必要に応じ、この進達基準の見直しを行う。

附則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年7月20日から施行する。